

発行 福生市
〒197 東京都福生市本町5
編集 市長公室秘書広報課
市役所の代表電話番号
☎ 0425-51-1511

市の木 もくせい
市の花 つつじ
市の鳥 シジュウカラ

入居予定 平成9年4月

新築市営住宅 (一般用・高齢者用)の 入居者を募集します



一般用

- ◎募集戸数・使用料 第一種住宅33戸(月額5万9,000円・共益費月額3,500円程度)
- ◎間取り 3DK
- ◎申込資格
 - ①申込者本人が公募時現在(10月15日)、福生市内に引き続き1年以上上居する成年者で、

高齢者用

- ◎募集戸数・使用料 第二種住宅
 - ①単身者向5戸(月額2万9,000円・共益費月額3,500円程度)
 - ②2人世帯向4戸(月額3万3,000円・共益費月額3,500円程度)
- ◎間取り 単身者向 1DK
2人世帯向 2DK
- ◎申込資格(単身者向)
 - ①65歳以上の単身者(昭和6年10月16日以前に生まれた方)で、市内に引き続き1年以上上居していること、または公募時現在、福生市所在の同一勤務場所に正規に雇用され、
- ◎申込資格(2人世帯向)
 - ①申込者が65歳以上(昭和6年10月16日以前に生まれた方)で、同居者(同居しようとする親族を含む)が65

▼収入基準表②(単位:円)

	所得金額
単身者向	0~1,380,000
2人世帯向	0~1,730,000

▼収入基準表①(単位:円)

家族数	所得金額
2人	1,730,001 ~ 2,726,000
3人	2,080,001 ~ 3,076,000
4人	2,430,001 ~ 3,426,000
5人	2,780,001 ~ 3,776,000
6人	3,130,001 ~ 4,126,000
7人	3,480,001 ~ 4,476,000

新築市営住宅(武蔵野台2-17)一般用・高齢者用の入居者を募集します。それぞれの申込資格をよく確認のうえ、お申し込みください。

◎申込用紙の配布・受付期間 10月7日(月)~15日(火) 午前9時~正午・午後1時~4時30分(土曜日・日曜日・祝日は除く)

◎申込用紙の配布・受付場所 商工会館202会議室

◎申込み方法 申込み用紙に必要事項を記入し、10月15日(火)までに、直接、お持ちください。

住民票または外国人登録済証明書で証明できること、または公募時現在、福生市所在の同一勤務場所に正規に雇用され、3年以上勤務していること

②収入(同居の親族に収入がある場合は合算)が決めた収入基準内であること

◎収入基準表①参照

③現に同居し、または同居しようとする親族(内縁、婚約者を含む)があること

④現に住宅に困っていることが明らかであること

⑤市都民税、国民健康保険税を滞納していないこと

高齢者用入居者の安心な生活を支援する 高齢者住宅生活協力員を募集します 特定公共賃貸住宅の入居者募集

- 3年以上勤務していること
 - ②収入が決められた基準内であること
 - ◎収入基準表②参照
 - ③独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健康であること
 - ④現に住宅に困っていること
 - ⑤市都民税、国民健康保険税を滞納していないこと
- ◎収入基準表②参照
- ①申込者が65歳以上(昭和6年10月16日以前に生まれた方)で、同居者(同居しようとする親族を含む)が65歳以上の2人世帯(配偶者は57歳以上)で、市内に引き続き1年以上上居していること、または公募時現在、福生市所在の同一勤務場所に正規に雇用され、3年以上勤務していること
- ②収入(同居の親族に収入がある場合は合算)が決められた収入基準内であること
- ◎収入基準表②参照
- ③2人とも独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健康であること
- ④現に住宅に困っていること
- ⑤市都民税、国民健康保険税を滞納していないこと
- 問合せ 在宅福祉課高齢福祉係(福祉センター内 ☎30-2941)へ。

※自家所有者及び公社、公団の入居者は原則として申し込みできません。

問合せ 総務部庶務課管財係(内線253)へ。

- 平成9年4月から入居がはじまる新築市営住宅高齢者用の入居者の安心な生活を支援するため、生活協力員を募集します。なお、生活協力員は、同所に併設する特定公共賃貸住宅の入居者となります。
- ◎募集人員 1名
 - ◎生活協力員申込資格
 - ①高齢者の福祉に理解があること
 - ②入居者の生活支援に熱意があること
 - ③年齢が20歳以上65歳未満で心身が健康であること
 - ④生活協力員住宅に居住し在宅業務が可能であること
 - ⑤生活協力員の世帯が「特定公共賃貸条例」に定める申込資格があること
 - ◎間取り 3DK
 - ◎生活協力員の業務▽入居者の安否の確認▽緊急時の対応▽疾病に対する一時的な介助
- ▼収入基準表③(単位:円)
- | 家族数 | 所得金額 |
|-----|-----------------------|
| 2人 | 2,552,000 ~ 7,292,000 |
| 3人 | 2,932,000 ~ 7,672,000 |
| 4人 | 3,312,000 ~ 8,052,000 |
| 5人 | 3,692,000 ~ 8,432,000 |
| 6人 | 4,072,000 ~ 8,812,000 |
| 7人 | 4,452,000 ~ 9,192,000 |
- ◎「特定公共賃貸住宅条例」に定める申込資格
 - ①市内に居住していること
 - ②現に同居し、又は同居しようとする親族があること
 - ③収入(同居の親族に収入がある場合は合算)が決められた収入基準内であること
 - ◎業務委託料 月額10万円程度
 - ◎申込用紙の配布・受付期間 11月5日(火)~8日(金) 午前9時~正午・午後1時~4時30分
 - ◎申込用紙の配布・受付場所 福祉センター第2相談室
 - ◎申込み方法 申込み用紙に必要事項を記入し、11月8日(金)までに、直接、お持ちください。
- 問合せ 在宅福祉課高齢福祉係(福祉センター内 ☎30-2941)へ。

長寿を祝福して 敬老記念品を贈呈

市では、敬老の日を祝して9月14日に敬老大会を行うとともに、95歳以上の方々のご家庭を市長が訪問して賞状と記念品を贈呈し、長寿をお祝いしました。



市内には、65歳以上の方が約6,800人いらっしゃいますが、95歳以上の方は女性22人、男性4人の計26人で、女性の最高齢者は特別養護老人ホームヨコタホームに入所されています矢野ユクエさん(106歳)、男性の最高齢者も同ホームに入所されています大坪榮次郎さん(96歳)です。

また、90歳到達者(平成7年9月16日~平成8年9月15日の間)の方々には賞状と記念品を、75歳以上の方々には敬老金を、65歳以上の方々には敬老記念品をお贈りしました。皆様のご健康をお祈りします。

問合せ 在宅福祉課庶務係[福祉センター内 ☎30-2941]へ。

市民総合相談

10月16日(水)

巡回無料法律相談を 同時開催

市では、次の日時に市民総合相談・巡回無料法律相談を行います。

市民の皆さんが、暮らしの中でおきるいろいろな悩みごとや、お困りになっていることについて、経験豊かな専門の相談員が相談に応じ、助言や紹介を行います。

どの相談も無料で、秘密は絶対を守られますので、ひとりで悩むまえに、お気軽にご相談ください。

日時 10月16日(水) 午前10時～午後3時

場所 商工会館2階・3階会議室



戦傷病者などの妻の皆さんへ

特別給付金の請求受付を開始します

10月1日から第18回特別給付金国債「い」号の請求受付を開始

関する苦情や要望など

◆人権の上相談(人権擁護委員) 不当な迫害、人権の侵害、身の上問題など

◆法律相談(弁護士) 不動産の相続、離婚、金銭貸借問題など民事問題全般に関すること(予約制)

◆なお、法律相談は、10月3日(木)から相談時間の予約を受け付けます。

◆今回の法律相談は、東京三井護士会と法律扶助協会東京支部の協力による巡回無料法律相談との合同です。

◆税務相談(税理士) 所得税や相続税、贈与税など税務全般に関する事

◆交通事故相談(東京都交通事事故相談員・弁護士) 示談や損害賠償など交通事故全般に関する事

◆市政相談(市職員) 市政についての苦情、要望など
問合せ 秘書広報課市民相談係(内線216)へ。

行政相談週間

10月13日～19日

国や公社・公団などが行っている仕事で「苦情や要望をどこに相談したらよいか分からない」また、「苦情を言いたいけど、直接では申し出にくい」こんなときは、「行政相談委員会」にご相談ください。

相談は無料で、秘密は守ります。また、直接相談できない場合があります。

この請求ができる方は、第6回特別給付金国債「ぬ」号及び第12回特別給付金国債「い」号を受給されていた方などが対象になります。

請求・問合せ 生活福祉課庶務係(内線352)へ。

合は、電話などでも結構です。

行政相談委員

古谷徳男氏(☎51-0762) ほか、毎月第1水曜日午後1時～4時まで商工会館2階会議室でも相談を受け付けています。

◆併せてご利用ください。ただし、今月は16日(水)の午前10時～午後3時までとなります。

問合せ 秘書広報課市民相談係(内線216)へ。

10月の防災キャンペーン

消防用設備を点検しよう

ホテルや百貨店をはじめ、アパートや共同住宅など一般住宅以外の建物には、その規模・用途などに応じて、消火器や火災報知設備、スプリンクラー、避難器具などの消防用設備を設置し、これらを点検し消防署長に報告する義務があります。

この点検報告制度に従って、消防用設備などが常に効果的に機能するよう適切な維持管理を図っていくことが大切です。

高齢者や子どもなど災害に弱い人を火災から守ろう



今日の火災による死者をみると、一人暮らしや病弱なお年寄りが犠牲となるケースが多くなっています。こうした火災などの災害からお年寄りなどを守る

全国地域安全運動

10月11日～20日

「安全で明るく 住みよい街づくり」

この運動は、地域住民と関係機関、団体などと警察が連携し、犯罪や事故、災害などの不安のない「安全で明るく住みよい街づくり」を図るために実施するものです。

運動の重点 空き巣・ひったくり・自転車盗などの防止、けん銃犯罪の撲滅、有害環境の浄化と少年の非行防止

「守ろうよわたしの好きな街だから」
「けん銃を持つな持たすな社会の目」
「若い芽を育てる環境街づくり」

問合せ 福生警察署生活安全課(☎51-01110内線311)へ。

事業所・企業統計調査にご協力を!



調査員が事業所や企業に調査票を配布しています。調査の項目は、名称、所在地、経営組織、開設時期などです。お答えいただいた内容を統計以外の目的に使うことは、法律で禁止されています。後日、調査員が調査票を受け取りに伺いますので、ご協力をお願いします。

問合せ 総務部庶務課庶務係(内線252)へ。

市役所 パートタイマー 募集

職種と募集人員

◆一般事務職 若干名
◆応募資格 市内に在住する女性で、昭和17年4月2日～昭和53年4月1日までに生まれた方

◆応募方法 履歴書一通(白筆で記入し、最近撮影した写真を貼付したもの)を文書職員課(市役所本庁舎2階)に本人が持参してください(申込み書類は、一切お返ししません)。

◆募集期間(申込受付) 10月16日(水)～18日(金)

◆試験日時及び試験場所 10月21日(月) 午前10時 商工会館3階ホール

◆試験方法 一般教養試験(筆記試験合格者のみ後日面接を行います)

◆登録 合格者は、1年間市役所のパートタイマーとして登録され、必要に応じてそれぞれの職場に勤務していただきます。

問合せ 文書職員課人事係(内線264)へ。

午前9時～午後4時
賃金 その他勤務条件
賃金 福生市パートタイマー雇用規程による

勤務日・時間 原則として、毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

試験日時及び試験場所 10月21日(月) 午前10時 商工会館3階ホール

試験方法 一般教養試験(筆記試験合格者のみ後日面接を行います)

登録 合格者は、1年間市役所のパートタイマーとして登録され、必要に応じてそれぞれの職場に勤務していただきます。

問合せ 文書職員課人事係(内線264)へ。

環境影響評価見解書の縦覧を行います

一般国道16号 環境影響評価見解書の縦覧を行います

東京都環境影響評価条例の規定に基づき、10月8日に見解書が公示され、縦覧されます。

また、見解書の内容について、環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

縦覧期間・時間 10月9日(水) 28日(月) 午前9時30分～午後4時30分(土曜日、日曜日、祝日は除く)

縦覧場所 福生市役所市民部経済課(市役所第3庁舎1階)、東京都環境保全局環境管理部環境影響評価審査室(都庁第1本庁舎北塔36階)

意見書の提出期限 11月7日(木)

意見書の記載事項 ①氏名・住所
②対象事業の名称③意見
意見書の提出・問合せ 東京都環境保全局環境管理部環境影響評価審査室(〒163-01新宿

区西新宿2-8-1(☎03-5321-1111内線31-252)へ。

縦覧期間中に見解書の内容について、事業者による説明会が次のとおり行われます。

期日・場所
・10月17日(木) 昭島市立拝島第三小学校(体育館)
・10月18日(金) 福生市立福生第二小学校(体育館)
時間 午後7時～9時
※都合のよい会場にご出席ください。なお、各会場とも、駐車場はありません。

問合せ 東京都都市計画局施設計画部街路計画課(☎03-5321-1111内線30-471)へ。

リサイクル型都市をめざして

福生市消防団 全国消防操法大会に出場



第15回全国消防操法大会が10月16日、横浜市戸塚区の日本消防協会中央訓練場・横浜市消防訓練センターで開催されました。

昨年、東京都大会でみごと優勝し東京都の代表として出場する福生市消防団の団員は6月より4か月以上にわたる練習を重ね、全国大会優勝に向け、頑張っています。皆さんのご声援をお願いします。

問合せ 地域防災課地域防犯係(内線272)へ。

会員募集中

陶芸つくの会=初心者の方、どうぞご参加ください。毎週金曜日 午前9時～正午 松林会館 問合せ 星野(☎51-6304)へ。

ヨガサークル=美容と健康にどうぞ。毎週金曜日 ①午前9時5分～10時30分 ②午前10時35分～正午 公民館本館 問合せ 佐藤(☎51-6033)へ。



特別児童扶養手当の申請はお済みですか？

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母または養育者が支給の対象です。
・身体障害者手帳1〜3級程度、その他の内部障害

- 愛の手帳1〜3度程度、精神分裂症、そううつ病、てんかん症など
支給額
・重度障害児 月額5万3500円
・中度障害児 月額3万3、530円

- ③障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき
④前年の所得が一定の限度額以上のとき
支給方法
申請のあった翌月から4月、8月、12月に所定の郵便局に振り込みます。

乳幼児医療費助成制度

医療証をお送りしました



10月1日から使用する医療証を9月中旬に郵送しましたが、お手元に届きましたか。
現況届をしていない方には新しい医療証はお送りしていませんので、至急届出をしてください。

ごみの減量により一層のご協力を

平成7年度

市民一人当たり年間358kgを排出

平成7年度の福生市のごみ処理にかかった経費の決算が出ましたのでお知らせします。

市民一人当たり1日平均排出量は977g、年間では358kgでした。前年度より一人当たり1日平均25g、市全体では426トンの減量になりました。

一人当たり年間負担

1万2、812円

ごみの収集運搬・処分などの総額は約8億4、000万円です。

市民一人当たり年間1万2、812円の負担でした(ごみ処理施設の建設費は含まれていません)。
過去9年間増加の一途をたどってきたごみの排出量が初めて減りました。集団回収、ごみの分別、生ごみたい肥化容器の使用、家庭用焼却器の使用、ごみになる物を買わないなどのご協力によるものです。

ごみ減量にご協力を!

ご利用ください 障害者デイサービス事業

お申し込みは福祉センターへ

在宅の重度障害者をセンターまで送迎し、機能訓練、スポーツ、レクリエーション、手芸、工作、絵画、陶芸など及び、食事サービス、入浴サービスを提供し、少しでも快適な生活ができるよう援助します。

利用料 入浴料 1、000円
▽食事代 450円(おやつ代100円含む)
▽その他材料費など 実費



昨年度の「障害者の運動会」

問題を考えると、ごみ減量をさらに進めることが必要です。市民の皆さんのより一層のご協力をお願いします。

申込み・問合せ 在宅福祉障害福祉係(福祉センター内)
(☎30-2941)へ。

官公署だより

都立福生高校公開講座

「多摩の郷土芸能と 庶民生活」
重松流祭囃子の 発展過程と交流

日時 11月10日(日)・17日(日)

午後1時〜4時

場所 都立福生高校

定員 40人(抽選)
講師 溝口重郎氏(都立福生高校社会科教諭)

申込み 官製ハガキに氏名、住所、電話番号を明記のうえ、10月21日(月)〜31日(木)の間に、〒197福生市北田園2-11-3 都立福生高校「公開講座係」へ。

問合せ 午前9時〜午後3時までの間に、都立福生高校(☎52-5601)(土曜日・日曜日・祝日は除く)へ。

阪神・淡路大震災 義援金の第3次配分が行われています

対象 住家が全・半壊(焼)し、主たる生計維持者の平成7年の総所得金額が690万円以下の世帯

支給額 1世帯当たり10万円

必要書類 所定の申込書、被災・課税証明書など

申請・問合せ 震災時居住市町の担当課

なんでも相談会

生涯生活設計相談会です。

日時 10月25日(金)午後1時〜4時

場所 JR立川駅通路南側

対象 都内(多摩)の中小企業に働く中高年勤労者及び中小

企業事業主
内容 求人・求職、健康、年金、税金、法律(扶養・相続・遺言・財産など法律一般)、建築、金融の相談
※費用無料

主催 東京都立川労働事務所、立川商工会議所

問合せ 東京都立川労働事務所(☎25-6110)へ。

暴力団に関する 合同相談

暴力団に関する困りごとに警察官・弁護士・暴力相談委員が合同で相談に応じます。

日時 10月18日(金)・19日(土) 午前10時〜午後5時

場所 新宿エルタワー2階(新宿区西新宿1-6-1)

※秘密厳守 費用無料

問合せ 警視庁暴力団対策課(暴力ホットライン)(☎03-3580-2222)へ。

公正相談会

遺言の書き方、金銭・土地家屋の貸借などの相談会です。

日時 10月7日(月)〜11日(金) 午前10時〜午後3時

※秘密厳守 費用無料

申込み方法 10月4日(金)までに電話で、希望相談日時・氏名などを八王子公証役場へ連絡しただければ約束手続・場所を即座にご連絡します。

申込み・問合せ 八王子公証役場(☎0426-22-3469)へ。

労働保険の加入手続き お済みですか？

10月は労働保険(労災・雇用)適用促進月間です。

労働者を一人でも雇用している事業主は、労働者の職業生活の安定と福祉の向上を図るため、労働保険に加入することが法律で義務づけられています。

まだ、加入手続きをされていない事業主の方は、一日も早く手続きをしてください。

問合せ 青梅労働基準監督署(☎0428-22-0285)か、ハローワーク青梅雇用保険課(☎0428-24-1860)へ。

えり毎度

ばかばかしい販売を

福祉センターで「出前寄席」



最近増えているお年寄りをねらった悪質商法の手口を、コントや落語でわかりやすく解説した「出前寄席」が福祉センターで行われました。
詐欺などの被害からお年寄りを守ろうと、社会福祉協議会が老人福祉センターと高齢者在宅センター「田園」の方々を対象に企画されたこの催し。法政・明治大学の落語研究会の

学生たちの熱演で、会場は笑いにあふれていました。
訪問販売や販売会場での集団販売などの悪質商法で、60歳以上の方々に被害の多い商品は①布団類②電話機器類③屋根などの工事④健康器具とのこと(平成7年度消費者センター相談件数より)。
皆さん、くれぐれも気を付けてくださいね。

会員募集中

英会話サークル「SEE」=アメリカ人夫妻を講師に初級・中級クラスあり。アメリカの文化や家庭生活に触れられるのも魅力のひとつです。毎週日曜日 午後6時30分〜8時30分 公民館本館 問合せ 午後8時〜10時の間に万沢(☎51-0643)へ。

募集します

高校生等海外派遣団員

西多摩地域広域行政協議会では、西多摩地域広域行政圏(青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町)に在住する高校生などを海外に派遣し、外国の青少年との親善交流を行っています。高校生などの皆さん、この機会に海外生活の体験をして、国際的視野を身につけてみませんか。



派遣先 カナダ(バンクーバー、ビクトリア)

派遣期間 平成9年3月28日(金)～4月5日(土)

活動内容 ホームステイ、高校生との交流、高校での受講、カナダ林業の学習、バンクーバー及びビクトリア市街地の見学など

募集人員 福生市4人

参加費用 一人3万円(そのほかにパスポート取得費用、旅

行傷害保険料及び小遣いなどの個人費用は自己負担)

応募資格

- ①平成8年9月1日現在、福生市に引き続き1年以上在住する高等学校生徒(各種専門学校を含む)で、昭和54年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた方
②心身ともに健康で、協調性があり、規律ある団体行動ができること
③原則として、すべての研修などに参加できること(平成9年1月6日・26日・2月23日・3月16日・28日)
④帰国報告書提出し、帰国報告会(平成9年4月7日)に参加できること
⑤帰国後も海外研修の体験を生かし、地域の活動に積極的に参加できること

ます。
どうぞお気軽にご参加ください。
日時 10月27日(日)午前9時～正午(予定)
集合場所 福生市役所玄関前
対象 市内在住・在勤の方
定員 先着35人
参加費 700円(茶菓子代・保険代)
申込み 10月7日(月)から参加費を添えて、直接、秘書広報課広報係窓口(市役所本庁舎2階)へ。
問合せ 秘書広報課広報係(内線215)へ。

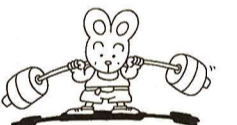


市内施設見学とお茶席ツアー

開館したばかりの武蔵野台図書館、昨年開館した福生地域体育館と福祉センターを見学し、茶室「福庵」で福生市茶道連盟の方々によるお茶席の体験もでき

⑥保護者の同意が得られること
応募方法 指定の参加申込書(社会教育課にあります)に必要事項を記入(写真添付)し、課題の作文(指定の4000字詰原稿用紙3枚以内)を書いて、社会教育課社会教育係(中央体育館内)へご持参ください。

10月の体力・スポーツ相談

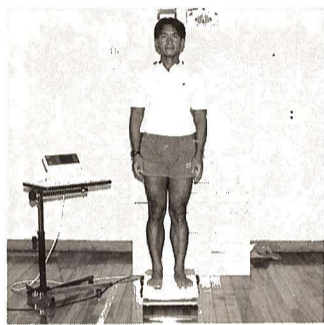


作文の課題 「わたしの住んでいるまちについて考えること」
応募締切 11月5日(火)午後5時
選考及び決定 11月中旬以降に書類及び面接審査を行い、団員候補者を決定します。最終決定は、事前研修を修了した方とします。
※面接の日時、会場は個別に連絡します。
問合せ 社会教育課社会教育係(☎52-5511)へ。

より個人個人の体力やスポーツ活動に関する相談を行いますので、お気軽にお問い合わせください。
10月の相談は、熊川地域体育館で開催する「スポーツフェア」にて行います。
日時 10月10日(祝)午前10時～午後1時
場所 熊川地域体育館
相談員 白鳥金丸氏(早稲田大学教授)、藤利昭氏(埼玉医科大学短期大学助教授)
問合せ 熊川地域体育館(☎52-11980)へ。

平成8年度宝くじ助成備品として中央体育館、熊川地域体育館に体脂肪計を購入しましたので、ご利用ください。
測定を希望される方は予約をしてご来館ください。
問合せ 中央体育館(☎52-5511)、熊川地域体育館(☎52-11980)へ。

食後のあなたはポットの肥満? 体脂肪計(宝くじ助成備品)を購入しました



平成8年度宝くじ助成備品として中央体育館、熊川地域体育館に体脂肪計を購入しましたので、ご利用ください。
測定を希望される方は予約をしてご来館ください。
問合せ 中央体育館(☎52-5511)、熊川地域体育館(☎52-11980)へ。

福生に一流プロがやって来る!

一流スポーツ観戦専門(テニス)

日本ランキング上位の女子プロテニス選手による模範試合とワンポイントレッスンをを行います。
市民の皆さん、この機会に、華麗で高度な技術をぜひ身近にご観覧ください。
日時 10月27日(日)午後1時～午後5時
※雨天中止
場所 武蔵野台テニスコート(駐車スペースが少ないため、車での来場はご遠慮ください)
定員 先着300人
※10月5日(土)から、入場整理券を中央体育館、熊川地域体育館、福生地域体育館において配布します。

定員 40人(責任抽選)
申込み方法 往復ハガキに住居・氏名・年齢・性別・電話番号・テニス歴を明記のうえ、10月14日(当日消印有効)までに、〒197福生市北田園2-9-1 中央体育館へ。
問合せ 午前8時30分～午後5時の間に、中央体育館(☎52-5511)(月曜日・10月11日は除く)へ。



吉田友佳選手(新日本観光)

日時 10月22日(火)午前10時～午後3時
場所 中央体育館
対象 市内にお住まいの60歳以上の方
主催 社会福祉協議会
申込み・問合せ 老人クラブ加入者の方は各会長へ。未加入者の方は社会福祉協議会事業課高齢者事業係(福祉センター)内(☎52-2121)へ。

第19回老人大運動会



日時 10月22日(火)午前10時～午後3時
場所 中央体育館
対象 市内にお住まいの60歳以上の方
主催 社会福祉協議会
申込み・問合せ 老人クラブ加入者の方は各会長へ。未加入者の方は社会福祉協議会事業課高齢者事業係(福祉センター)内(☎52-2121)へ。

がんばっています 市内の中学生

市内中学校のクラブ活動の活躍をご紹介します。

福生一中

- ◇陸上部 全日本通信陸上東京大会準優勝、三位、四位、五位、六位、七位各一種目、都大会準優勝、五位各三種目、三位、六位、七位各一種目、西多摩選手権優勝六種目、二位五種目、三位一種目
◇剣道部(女子) 都大会出場、同大会個人戦八位(男子) 都大会出場
◇プラスバンド部 東京都中学校吹奏楽コンクールB組銅賞

福生二中

- ◇バレーボール部(女子) 都大会出場
◇剣道部 都大会十

福生三中

- ◇新体操部 西多摩春季大会優勝、都春季大会七位、都総合体育大会六位
◇プラスバンド部 東京都中学校吹奏楽コンクールC組金賞
◇ポラントニア部 保育園などでの体験ボランティア、「外国籍の小・中学生に勉強を教える会」、手話の勉強会、収集活動(ベルマーク、古切手)などに参加

会員募集中

ハーブ教室=毎月第1・第3土曜日または日曜日 午後1時～4時 毎月第1・第3木曜日 午前11時～午後2時 問合せ 小原(☎30-1964)へ。

サイクル型都市をめざして

第3回福生市 青少年の意見 発表大会



市内の中学生の代表が普段感じていた様々なことについて、思う存分意見を発表します。大人にとっては少し耳の痛いことがあるかもしれませんが、生の声に耳を傾けてみてください。日時 10月19日(土) 午後2時～4時

場所 市民会館小ホール 主催 福生市青少年問題協議会、福生市教育委員会 問合せ 社会教育課社会教育係 (☎52-5511)へ。

教育委員会 だより

平成8年8月8日福生市教育委員会定例会が8月23日に開催され、次の議案について、審議されました。

報告事項 福生市情報公開条例第5条の規定に基づく請求についての専決処分承認を求める報告があり承認されました。

福生市入学資金金融条例の制定に対する意見聴取について 大学などに入学する者の保護者に対し、その入学時に要する資金について、市長が金融機関に融資をあっ旋するこ

市民会館催し物インフォメーション

都はるみ

コンサート 一曲入魂の熱唱

レコード大賞三冠に輝いた、都はるみが福生にやってきました。日時 1月19日(日) 午後2時30分開演

場所 市民会館大ホール 入場料 5,000円 全席指定 発売 10月19日(土) *市民会館では発売日の午前9時から発売します。 *電話予約は発売日の午後1時から受け付けます。



場所 市民会館大ホール 入場料 5,000円 全席指定 好評発売中

フランシス・レイ ミュージック オークストラ

フランシス・レイの美しいメロディーとともに思い出の名場面をスクリーンで再現する魅惑のステージをお届けします。日時 11月29日(金) 午後6時30分開演

Table with 2 columns: Location and Phone Number. Includes addresses for various branches like 市民会館, 市役所市民相談係, etc.

ごみ減量にご協力をお願いします

第17回松林だれでもなんでも展

「ひろげよう・つなげよう 手づくりのよろこび」

新しい出会いや、懐かしい人との出会いをどうぞ。たくさんのご来場をお待ちしています。日時 10月19日(土) 午後1時～5時



20日▽演奏:大正琴・コーラス・マジック・劇ほか▽展示:絵画・陶芸・手芸・書道ほか手づくりの作品▽模擬店・喫茶コーナー

公民館の 教室&講座

クライミングタワー イン 日光橋公園

日光橋公園内にあるクライミングタワーでクライミングを行います。昨年からはじめたこの教室でクライミングを始めた方も増えてきています。あなたもこの機会に始めてみませんか?

日時 10月19日(土) 午前9時以後木曜日夜間と土曜日日中全5回 場所 日光橋公園 対象 市内在住・在勤・在学の16才以上の方 定員 先着20人 持ち物 クライミングシューズなど 申込み・問合せ 10月5日(土)から公民館本館へ。

児童館でおそぼう(10月)

Table with columns: Event Name, Date, Time, Target/Staff, Remarks. Lists activities at 田園児童館 and 武蔵野台児童館.

*申込み 10月5日(土)午後4時(「あつまれちびっこ」は午前10時)から各児童館へ。1人2名または2組まで。

第11回 幼児とお母さんの運動会



日時 10月15日(火) 午前10時～午後零時30分 対象 市内在住で就学前の幼児と保護者 定員 先着300組 申込み 10月5日(土)午前10時～12日(土)午後5時までに直接、田園・武蔵野台児童館へ(日曜日・祝日は除く)。

自然かんさつ会

秋の川原の植物

紅葉の始まっている川原の植物を観察し、受粉の仕組みなどをみてみましょう。お気軽にご参加ください。日時 10月6日(日) 午前9時

集合場所 中央体育館 ※午前8時に雨天でかんさつができない場合は、白梅会館で植物の説明を行う予定です。講師 宮岡一雄氏(前明治大学教授) 申込み・問合せ 公民館白梅分館へ。

学園祭

福生学園開設記念祭=作業で作ったスノコ、焼き物の販売。学園での生活や作業クラスのパネル展示。バンド演奏、模擬店、バザー。10月20日(日) 午前10時30分～午後2時30分 知的障害者施設 福生学園(熊川1600-2) 拝島駅下車徒歩7分 問合せ 福生学園(☎30-6961)へ。

入院時食事療養費の標準負担額が変わりました

病气やけがで入院し療養の給付を受けるとき、医療費と別枠で、食事については入院時食事療養費をお支払いいただいています。その標準負担額（自己負担額）が10月1日から下表のとおりになりました。

入院時食事療養費標準負担額の減額認定

▽該当する方はお早めに
次に該当する方は、標準負担額が減額されますので申請して減額認定を受けてください。

・市民税非課税世帯に属する方で過去1年間の入院日数が90日を超えている方 1日500円
・市民税非課税世帯に属する方で老齢福祉年金を受給している方 1日300円

老人医療「あなたの医療費」

5月診療分を10月中にお知らせします

老人保健事業の健全な運営と、皆さんの健康及び医療に対する認識を深めていただくため、平成8年5月に、**㊟医療受給者証**で受診された医療費の額などをお知らせします。

なお、「あなたの医療費」のお知らせは、保険診療として定められた費用のみを記載します。

自由診療や差額ベッド代、入院雑費など保険が適用されないものは含まれていません。
※この「お知らせ」を受け取ったことにより、特に手続きを行う必要はありません。

問合せ 保険年金課老人保健係（内線316）へ。

納期内納税にご協力を！

●今月は、市・都民税(第3期)の納期です

▽口座振替を利用されている方へ△
指定の預金口座から自動的に振替させていただきます。

残高不足にならないよう注意してください。

▽納め忘れはありませんか△

市・都民税(第1期・第2期)、軽自動車税(全期)、固定資産税・都市計画税(第1期・第2期)

市税は、市民の皆さんが健康で快適な生活を送れるまちづくりのための大切な財源です。納税について、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、病气や事故、経済的な理由で納税が困難な方は、ご相談ください。
問合せ 税務課収納係(内線237~239)へ。

入院時食事療養費の自己負担額(1日あたり)

対象者の分類		変更前	変更後
一般加入者及び㊟医療受給者		600円	760円
市民税非課税世帯	90日までの入院	450円	650円
	90日を超える入院(過去1年間の入院日数)	300円	500円
市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている方(明治44年4月1日以前に生まれた方)		200円	300円

期間は6月1日から翌年5月31日までの1年間です。

なお、該当する方は毎年申請が必要です。

申請に必要なもの 健康保険証、老人保健法医療受給者証、入院日数が確認できる書類(領収書など)、減額認定証(すでに受けている方のみ)、非課税証明書(年度途中で転入された方のみ)、認印
☆原則として退院した後の申請

国民年金だより

国民年金保険料を前納(後期分)すると割引になります

国民年金保険料を、前もって6か月分(平成8年10月~平成9年3月)まとめて支払います

と、保険料が割引になります。毎月納付(6か月)で支払うと7万3,800円、前納(6か月)で支払うと7万2,980円で割引額は820円となります。なお、納付期限は、10月31日(木)までです。

毎月納める手間も省けて、お得な前納制度をご利用ください。問合せ 保険年金課年金係(内線317)へ。

国民健康保険だより

国民健康保険に加入している方の保養と健康増進のため、保養施設を利用した場合、宿泊費の補助を行っています

市では、国民健康保険に加入している方の保養と健康増進のため、保養施設を利用した場合、宿泊費の補助を行っています。補助対象 国民健康保険に加入されている方(平成8年4月1日~平成9年3月31日の間で、一人一泊に限り)です。補助額 一人につき3,000円(小学生以下は2,000円)

保養施設 全国に所在する公営宿泊施設(国民宿舎、国民休暇村、国民年金保養センター)

は受理できません。問合せ 国民健康保険被保険者の方は保険年金課給付係(内線312)、老人医療受給者の方は保険年金課老人保健係(内線316)へ。

市税の納付は便利な口座振替で

市税の納付を口座振替にしますと、納め忘れがないうえ、手間も省けますので、ぜひご利用ください。

口座振替の手続きは、納税通知書と預金通帳・預金の登録印をお持ちになって、預金先の金融機関で行ってください。

なお、今月中に申し込まれた方は、市都民税(第4期)、固定資産税・都市計画税(第3期)分から振替させていただきます。

問合せ 税務課収納係(内線237~239)へ。

国民健康保険税の納付は期日内に

わたしたちの納める保険税は、国民健康保険を運営するための重要な財源です。

したがって、保険税を納めていただかないと、国民健康保険制度は運営できなくなります。保険税を納めることは、被保険者の義務です。

必ず納期を守って納めるようにしましょう。

保険税は、月割で課税しますので、福生市の国民健康保険の加入資格ができたその月分から納めなければなりません。

加入の手続きが遅れると、加入資格ができた月分までさかのぼって保険税を納めることになりますので、ご注意ください。問合せ 保険年金課保険税係(内線314)へ。

融資制度

市では、市内で事業を営む方や、開業しようとする方に、融資の幹せんをしています。

融資限度額 ▽運転資金300万円 ▽設備・開業資金500万円
年利率 3.2%(内1.6%は市から利子補給されます)

さらに、東京都商工業施設改善資金利用者に年1.0%の利子補給をする制度があります。問合せ 経済課商工係(内線322)へ。

中小企業診断士を派遣します

市では、市内の中小企業(製造業、卸売業、小売業、サービス業など)の振興をはかるため、中小企業者及び中小企業者で組織する団体(商栄会など)に対し、企業経営や団体の組織的な活動について、相談、診断指導及び助言を行う中小企業診断士を派遣しています。

派遣回数 原則として年1回(3回まで派遣が可能です)
派遣費用 無料
申込み 派遣希望の日の1か月前までに市指定の用紙(経済課にあります)で申し込んでください。

商工会インフォメーション

独立開業支援セミナーを開催します
今後、事業を始める方や新分野への進出を検討している方を対象に開かれます。

日時 10月26日(土)・27日(日) 午後1時~5時
場所 立川商工会議所(立川ビジネスセンタービル12階)立川市曙町2-38-15

経営なんでも相談会

経営改善普及事業の一環として、金融・労働基準法改正による法定労働時間制・記帳・税務・魅力ある店づくりに関する無料の相談会を開きます。
日時 10月24日(木) 午後1時30分~4時
場所 商工会館1階研修室
相談員 国民金融公庫職員、税理士ほか
問合せ 福生市商工会(51-2927)へ。

不用品交換

(ゆずります)
○セミダブルベッド○カラーテレビ(14型・25型)○扇風機
○学習机○工業用ミシン○工業用ロックミシン○脚立(4m)○パソコン○ウッドカーペット○室内用すべり台
○チャイルドカーシート○マウンテンバイク(24インチ)
○女児用自転車(22インチ)

○エレクトーン
(ゆずってください)
○七五三女児服○水槽○きもの帯○ウクレレ○フォークギター○子供用積木○湯沸かし器○ピアノ○双子用ベビーカー(A型)○ベビー椅子2脚
※不用品交換については有償の場合もあります。

なお、8月の成立件数は、10件です。また、登録の必要がなくならぬ限り必ず経済課商工係(内線322)へ。

ご利用ください 消費生活相談室

日時 毎週月曜日・木曜日 午前10時~午後4時
場所 消費生活相談室(市役所第3庁舎1階)
問合せ 経済課商工係(内線326)へ。